

事業所名 株式会社アドストーリー 許可番号 (23-ユ-302859)

●手数料の返戻に関する事項

求職者の意思又は就業規則等、責に期する事由により、紹介者が退職した場合には、紹介手数料について下記の割合で計算された金額を返戻いたします。

- ・1か月以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の50%に相当する金額
 - ・1か月を超え2か月以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の30%に相当する金額
- ただし、求人者の都合により退職をすることとなった場合は紹介手数料の返戻は致しません。